

令和5年 第14回

教育委員会定例会会議録

とき 令和5年12月12日

品川区教育委員会

令和5年第14回教育委員会定例会

日 時 令和5年12月12日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時24分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 吉村 潔
委 員 稲垣 百合恵

欠席委員 委 員 海沼 マリ子

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川区図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 升屋 友和
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 田島 希望

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 76 号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 第 77 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 報告事項 1 令和 5 年度第 2 回家庭教育講演会の開催について
- 報告事項 2 校長職務代理について
- 報告事項 3 令和 6 年度新入学 学校選択の抽選結果について
- 報告事項 4 事務局職員の任免等について（休職）
- 報告事項 5 教職員の任免等について（休職）
- 報告事項 6 令和 4 年度品川区立学校における体罰等の実態把握について
- 報告事項 7 運動部活動の地域移行に係る協議会（第 1 回）および文化部活動の地域移行に係る協議会（第 1 回）の報告について
- 報告事項 8 品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について
- 報告事項 9 いじめの重大事態の結果報告について
- 報告事項 10 事務局職員の任免等について（休職）
- そ の 他 小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川～これからの一貫教育を考える～

令和5年第14回教育委員会定例会

令和5年12月12日

【教育長】 ただいまから令和5年第14回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、吉村教育長職務代理人、稲垣委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせします。

なお、海沼委員より本日の委員会に欠席の旨、連絡がありましたことをお知らせいたします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第1、第77号議案、幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）、日程第2、報告事項2、校長職務代理について、日程第2、報告事項4、事務局職員の任免等について（休職）、日程第2、報告事項5、教職員の任免等について（休職）、日程第2、報告事項10、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議としますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第76号議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について。説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、第76号議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の説明を申し上げます。

資料1を御覧いただければと存じます。東京都人事委員会勧告により、東京都の教育職員の給料改定が行われたことに伴いまして、給料の調整額も改定される予定となっております。品川区においても固有教員の給与改定が決定し引き上げられたところですが、このたびの改正として、東京都の教育職員と同様に給料の調整額の改定を行うこととなります。給料の調整額とは、勤労環境や勤労条件の特殊性等を考慮し、給料月額とは別に加算される金額のことです。支給対象は区内小中学校、義務教育学校において、特別支援学級の授業を担当する固有教員となります。現在は該当者は0名となっておりますが、次年度以降該当する教員が出る可能性もございますので、今回の改定内容について触れさせていただきます。

具体的な金額につきましては、職務の号級ごとに新旧対照表を掲載した資料をつけさせていただきますので、御覧いただければと存じます。今回の改定は、2級の支給額の上限である1万700円については変更はございませんが、それに満たないところにおいては全ての号級で引上げされております。また、そのほかの号級についても全て引上げとなっております。なお、これらの内容は全て東京都の教育職員と同額となっております。この規則は公布の日からの施行となりまして、適用については令和5年4月1日から遡って行っていく予定となっております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、採決していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第76号議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することに決定いたします。

次に、日程第2、報告事項1、令和5年度第2回家庭教育講演会の開催について。説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和5年度第2回家庭教育講演会の開催についてを御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の3をお手元に御用意いただければと思います。今年度、2回目の家庭教育講演会ですけれども、第1回目がレジリエンス、心の回復力の保護者編ということで企画をさせていただきました。今回は講師の方を同じく、お茶の水女子大学准教授でいらっしゃいます平野真理さんをお願いをいたしまして、2回目は子供編ということで企画をさせていただいております。こちらは今回も動画を事前に録画させていただきました、昨日から限定公開という形でやらせていただいております。資料にQRコードの記載をさせていただきますので、よろしければこちらからぜひ見ていただければと思います。動画の長さは約5分4秒ということでございます。こちらは12月の25日の午後5時まで配信期間となっております。この期間まででしたら何度でも御試聴いただけますが、逆に過ぎてしまいますと見られなくなってしまいますので、御注意をいただければと思います。

以上でございます。

【教育長】 質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 これ、見させていただきまして、すごくよかったです。前回のバージョンもまた見たいなと思ったんですけれども、今見られないのはちょっと残念だなというのと、すごく今の子供のメンタルがすごく病みやすいので、ぜひ子供に見てほしいなという内容でしたので、授業に取り入れたりとか、今の子供たちに直接届ける手段が何かあったらいいなと思ったという感想だけです。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

何か事務局からあれば。

庶務課長。

【庶務課長】 ありがとうございます。子供編ということで、基本的には保護者の方を想定した内容といたしましたけれども、今後も内容によっては、例えば「お子様と一緒に御試聴ください」ですとか、そういったような御案内も工夫できるかなと思います。あり

がとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、令和5年度第2回家庭教育講演会の開催については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項3、令和6年度新入学学校選択の抽選結果について。説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、令和6年度新入学学校選択の抽選結果について説明をさせていただきます。

初めに、学校選択ですけれども、来年度に入学予定の児童・生徒に関わる学校選択の希望申請を10月に実施しております。その希望申請の結果、受入枠を超える学校については、11月の28日から30日の3日間で公開抽せんを実施いたしました。本日は、その希望申請の最終状況と抽せん結果について御報告をいたします。

それでは、資料5を御覧ください。1、希望申請の状況についてです。1ページ目が小学校・義務教育学校前期課程。裏になりますけれども、2ページ目が中学校・義務教育学校後期課程の希望申請の状況を記載しております。共に、今年度も含めまして3年分の状況を記載しております。表の見方でございますけれども、学校名の右に10月1日現在の住民基本台帳による予定数、いわゆる通学区域外の就学人口を記載してございます。その右隣に希望申請数。「増」が、通学区域外の方がその学校を希望された件数、「減」がその学校から通学区域外に希望申請された方の件数となります。入学予定者数は、就学人口にその希望申請数を足した数となっております。最後に受入枠の人数を記載してございます。抽せん校を網かけでお示ししてございます。基本的な抽せん校の考え方は、受入枠より入学予定者数が上回っている学校となります。ただ、中にはそれ以外で抽せん校となっている場合がございますが、それは後ほど説明をいたします。

それでは、小学校・義務教育学校前期課程の希望申請の状況でございますが、各校の件数につきましては表の記載のとおりとなります。表の一番下、希望申請された方の合計ですが、519件。申請率が15.9%。昨年より件数で42件、申請率で1.1%の減となっております。抽せん校は今年は18校で、昨年より4校減となっております。ただ、4校減となりましたが、表で言いますと28番の旗台小学校、35番の荏原平塚学園、こちらの2校につきましては今回初めて抽せん校となっております。両校とも希望申請の状況については昨年とさほど変わりがないんですけれども、就学人口のほうが昨年より増えていることが理由と考えております。

裏面2ページ目、中学校・義務教育学校後期課程の希望申請の状況でございます。表の見方は先ほどと同じですけれども、住民基本台帳の予定数の右に学区外児童数の欄がございます。表の下に米印で記載してございますが、義務教育学校の6年生には既に通学区域外から在籍されている方がおります。義務教育学校ですけれども、9年の学校となりますので、通常の進級と同じく、7年生についても特に手続なく進級することができます。そのため、既に義務教育学校に在籍している6年生の人数をこちらの欄に記載をしてございます。

それでは、希望申請の状況でございますが、各校の件数は表に記載のとおりでございます。表の一番下は合計でございますけれども、574件。申請率は20.0%。昨年より件数で64件、申請率は2.7%の減となっております。抽せん校につきましては、昨年度と同じく8校で、学校も昨年度と同じ学校となっております。

これが希望申請の最終の状況でございます。

続きまして3ページ、すみません、こちらは表題がないんですけれども、3ページから5ページ目につきましては、抽せん校の抽せん対象、いわゆる優先順位別の状況を記載しております。表の説明ですが、4ページ17番目の荏原平塚学園を例に説明をさせていただきます。荏原平塚学園の受入枠は、3学級95名。希望申請を合わせた入学予定者数は95名でございます。ですので、受入枠と同じなので、通常ですと、これを見ますと特に抽せんをしなくてもそのまま全員受入れていいのではないかと思われると思いますが、備考のほうを御覧いただきたいのですが、こちらのほうに括弧で、「戻り4名考慮」という記載がございます。こちらですが、荏原平塚学園から通学区域外の学校を希望申請された方が14名おるんですけれども、そのうち4名が荏原平塚学園と同じく抽せんとなった学校を申請しております。ですので、その4名につきましては、抽せんの結果では荏原平塚学園に戻ってくる可能性がございますので、抽せん校の判断をする際は、入学予定者数の95名にその戻ってくる可能性がある4名を足して、99名と人数を見て判断をしております。そのため、受入枠の95名を超えているということから、荏原平塚学園は抽せん校となっております。ほかの学校のところでも備考に「戻り何名」という記載がございますが、考え方は同じになります。

抽せんですが、優先順位に沿って抽せんを行います。まず最初に、無抽せん。こちらは通学区域の方ですので無条件で受入れとなります。こちらは記載は53名としておりますが、先ほど4名戻ってくる可能性があるというお話をさせていただきましたので、こちらは4名足して57と考えていただければと思います。次に、優先順位第1位、兄弟枠の方15名です。こちらの15名を全員受け入れましても受入枠はまだ空いていますので、こちらの方々は全員受入れといたします。次に、第2順位の隣接通学区域にお住まいの方27名。こちらですけれども、現在無抽せんの57名と、第1順位の15名が受入れが決まっていますので、合計で72名の受入れが決定しております。ですので、残りの受入枠は23名となります。そのため、申請者27名のうち23名の受入れを決める抽せんを行いまして、その後、残り4名の待機の順番を決める抽せんを行っております。これが抽せん結果の表の見方となります。なお、学校によっては第1位、兄弟枠の欄がない学校がございますけれども、その学校は兄弟枠での申請がなかった学校となっております。

最後に、この抽せん日以降の予定でございます。抽せんの結果につきましてはホームページに掲載するとともに、教育委員会の前の廊下に掲示をしております。また、抽せん対象者の方には、12月8日に抽せん結果を郵送しております。今後ですが、今回の抽せん結果も受けまして、12月下旬に就学予定者全員に就学指定通知を郵送いたします。その後、抽せんで待機になっている方の繰上げを順次行ってまいります。待機者の繰上げの期限でございますが、小学校・義務教育学校前期課程につきましては来年の1月末、1月31日まで。中学校・義務教育学校後期課程は、来年の2月29日までとなっております。

以上が学校選択の抽せん結果の説明となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 御説明ありがとうございました。

2つあるんですけれども、一つは希望申請率のお話がありました。小学校のほうは令和4年から出ているわけなんですけれども、令和4年が20%で、今回は申請率15.9。中学校のほうはほぼ3年間、今年度も含めて大体20%ぐらいという数値になっているんですけれども、中学校については一定、選択というのが大体2割ぐらいで定着している。小学校については少しずつ申請率が下がってきていることは、学区域の学校が信頼できる学校であれば、子供は小さいわけなので、特に選択しなくてもいいというようなことを考えると、この結果はいい結果なのかなと私は個人的には思っているんですけれども、その辺の捉え方がどうなのかというのが1点目です。

2点目は、公開抽せんのお話がありました。これは毎年やっていらっしゃるんですけど、今年度は特にこの公開抽せんにおいて何か課題になるようなことがあったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 1つ目の、申請率が下がることがいい結果と考えているということですが、我々のほうも、地元の学校に行くということは、もともと学校選択が始まったときは、やっぱり地元の学校を選択してくれるというのが一番いい、学校に格差がなくなったという評価ではないかという話もございましたので、そういうことの表れかなとは考えてございます。昨年、申請率が3%ほど減っていますが、そのときは城南小学校を除外校にしたので、その影響かなとは思っていたんですけれども、今回も下がっているということで、城南小学校の影響だけではないと考えてございます。

それと、公開抽せんの課題ですけれども、公開抽せんをやっていますが、正直その場に来ないと見られないということがございますので、この御時世ですので、オンライン等というのは課題としてはあるのかなとは考えてございますけれども、なかなか玉が小さくて正直映しても見えないとかというのもございますので、そのあたりは研究していきたいと考えてございます。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにありますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 いいですか。お願いいたします。

抽せんがいっぱい厳しいなと思って、皆さんすごく苦勞されて順位のことを考えていらっしゃるのを知って、すごく大変だなと思いました。

保護者の、今よい傾向という話があったところであれなんですけれども、入学前の保護者の方とかとお話ししていると、「どうせ選んでも入れないよ」という声をすごく聞くんです。なので、「どうせ選んでも入れないからもうそのまま出すよ」という声もあるというのはちょっとお知らせしておきたいのと、今回もなんですけれども、結構兄弟で待機になってしまっている子が多くて、兄弟が待機になって別々の学校になってしまうと本当にすご

く子供も親も大変でして、イベントもそうですし、PTA活動も倍になるし、上の子が転校しなければいけないという事例を聞いたりとかもしているの、本当に無理なのは十分分かっているんですけども、できる限り兄弟を受け入れてあげてほしいなと思うんです。本当に無理なものは無理なので、兄弟の子が、上の子が入れても下の子が入れるとは限らないよというのが案内には書いてあると思うんですけども、実際に、やっぱり第1優先だから何とかなるだろうと思っている方がすごく多いので、予想の数値を載せるとかして、本当に入れないんだよということを保護者の方に教えてあげるのも必要なことかもしれないなとこの数字を見ていて思いました。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。ありがとうございます。

では、令和6年度新入学学校選択の抽選結果については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項6、令和4年度品川区立学校における体罰等の実態把握について。説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から令和4年度品川区立学校における体罰等の実態把握について、説明をさせていただきます。

資料8でございます。まず、本調査の概要でございます。1、調査の概要の、調査の趣旨がございますが、本調査につきましては、体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としたものでございます。都教育委員会が全区市町村を対象に調査を依頼して、実施しているものでございます。

(2)の調査対象でございますが、小中学校、義務教育学校を合わせた全52校となります。52校といいますが、その中には義務教育学校前期課程、後期課程それぞれを含んでいるために、52校となるものでございます。

(3)の調査内容でございますが、令和4年度内に発生しました体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導及び暴言等、またはその疑いのある事案の実態でございます。

(4)の調査方法でございますが、教職員は校長による聞き取り調査、必要に応じて指導課による聞き取り調査を実施し、児童・生徒には質問紙の調査、必要に応じて校長、副校長による聞き取り調査を実施したところでございます。

(5)の調査対象期間でございますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発生した体罰等を対象としているものでございます。調査につきましては、各学校におきまして令和4年12月5日から12月22日までの間に実施をしております。なお、この調査期間以降に発生した案件につきましては、順次追加をするということになっております。

続きまして2番、体罰等の状況でございます。(1)行為者数、校種別内訳でございます。体罰については、小学校、中学校ともに0人でした。次に、不適切な指導、行き過ぎた指導に該当いたしますのは、小学校3人、中学校4人で、全ての事案が不適切な指導でございました。暴言等でございますが、小学校は3人、中学校は2人でした。

なお、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等の分類例につきましてはこの表の下にございますので、御覧いただければと存じます。

次に、(2) 行為者数年代別内訳も御覧いただければと存じます。体罰につきましては、発生していないので0人。不適切な指導、行き過ぎた指導については7人の内訳が、20代が2人、30代が2人、40代が0人、50代が1人、60代以上が2人でございます。暴言等につきましては5人の内訳が、20代が1人、30代が2人、40代が1人、50代が1人、60代以上が0人でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、2枚目を御覧ください。事案例でございます。不適切な指導につきましては、バレーボールの練習中、生徒のスパイクの打ち方が間違っていたため、指導に際して同生徒の頭を右手のひらでぼんとはいたたというものでございます。暴言等につきましては、教室でクラス全体写真の撮影時、うまく並べていないことについて指導する中で、同クラス全員に対して「ばかだなあ」と発言したというものでございます。

続きまして、体罰根絶を図るための取組を記載しているところでございます。これまでも、「学校への指導」にありますように、通知、または校長連絡会などにおきまして学校への指導を行うとともに、学校組織としての意識向上として、教職員でスローガンを考え、「体罰根絶宣言ポスター」に記入をして、職員室及び学校ホームページに掲出するなどの取組を行っております。また、教職員研修の充実、通報システムの活用、周知徹底、体罰根絶のためのDVD「STOP体罰」の活用促進など、こうした取組を含めて取り組んできたところでございます。これからもこれらの取組を継続してまいりたいと思います。ページの下段に取組事例ということで、学校における具体的な取組事例を紹介させていただいております。問題防止の観点からは、「3ない運動プラス」と題したポスター。触らない、送らない、2人きりにならない。プラス児童生徒と教員との交際関係は成立しないという内容のものでございますが、こちらを日常的に見えるところに掲示されるようにすること。また、校長の指示の下、複数で指導を行う体制をつくる。組織的に対応できるよう、日頃から教員の意識づけを行っているところでございます。

発生した事案については、教育委員会からの指導や措置を行い、再発防止に向けた取組の周知を徹底しております。今後も引き続き、体罰の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 質問ということではないんですけども、体罰については0ということで、これはぜひこれからも継続していきたいと思うんですけども、不適切な指導というお話がありました。この不適切な指導というのはやはり今は一番多いのかなと思っています。分類例があって、裏側のほうが今回の事例の一つということと私は理解していますけれども、体罰というのは非常に教員も意識しやすいんですけども、この不適切な指導というのがなかなか、思わぬときについ言葉とか行為で出てしまうと。これは年代を見るとどの年代もということなのですかね。60代の方もいらっしゃるし、決して若い人だけじゃないのかなと思いますし、ぜひこの辺の、不適切な指導についての先生方へ

の研修というか、校内での働きかけというか、これをぜひまた続けていただければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 私も、子どもを学校に通わせていても体罰というのはほとんど今聞かなくなっただけで、すごく先生方が気をつけていらっしゃるなどというのは感じています。ただ、逆に暴言とか不適切な対応は結構いろいろ聞くので、ここに上がってきていないもので聞いているものも幾つかあったりもするので、実はPTAというのはこういう情報がすごくいっぱい入ってくるんです。保護者の方が困ったときに何かちょっとという感じでいろいろ情報が入ってくるので、もしかしたらPTAとうまく連携を取れると、実態の把握とか対処がもう少し早くできたりとか、いろいろできることがあるのかなというのが一つと、あとは、先生に対する暴力もあって、逆に先生が全部を封じられた状態で、先生をどう守るのかということも考えてあげないといけないんじゃないかなということのを思いました。

以上です。

【教育長】 何かありますか。

指導課長。

【指導課長】 まずPTAとの連携というところにつきましては、やはり公式にPTAの会長の方と会合するところもございますので、その中でも必要に応じて連携していきたいなと思っております。あとは、教員のメンタルヘルスの部分とか、実際にけがをってしまった場合にはもちろん公務災害になっていくわけですが、子供たちとの望ましい関わり方をしっかり啓発していきながらも、教員がストレスの発散もしっかり適切にできていくような、そういう勤務の在り方が望ましいと思っておりますので、そのあたりも校長連絡会も通じて働きかけていきたいなと思っております。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

では、令和4年度品川区立学校における体罰等の実態把握についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項7、運動部活動の地域移行に係る協議会（第1回）および文化部活動の地域移行に係る協議会（第1回）の報告について。説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、運動部活動の地域移行に係る協議会（第1回）および文化部活動の地域移行に係る協議会（第1回）につきまして、御報告をいたします。

資料9を御覧ください。区立学校の部活動地域移行の在り方等を総合的に検討することを目的といたしまして、校長、PTA代表、地域代表、区内にいらっしゃるスポーツ推進や、文化振興の関係者を委員といたしまして構成をして、運動部については8月29日、文化部については10月27日に第1回の協議会を開催いたしました。

1ページ目を御覧いただければと存じます。まず、運動部の協議会についてです。運動部については、改革推進期間の1年目である今年度より、国の実証事業に参加をしております。

ます。その計画の内容について御承認をいただくこととなりました。子供たちに多様なスポーツに取り組める機会をつくるため、ラグビーやホッケーのほかに、バドミントンとダンスの合計4種目の民間の団体や企業への委託を進めております。

1枚おめくりいただきまして、2面が文化部の協議会となっております。文化部では、学校が各部活動の地域指導者を求める中で、その活動に精通していらっしゃる地域の指導者の方に実際に学校に来ていただけるかといった視点で協議を行いました。それぞれの協議会で委員からいただいた主な意見を記載させていただいております。

2枚目以降は参考資料となります。まず、生徒会長へのヒアリングの結果です。今年度実証事業を始めるに当たりまして、生徒の声を聞くことが第一と考えまして、1学期末に区内の全ての公立中学校、義務教育学校の各学校代表の方に、地域移行についてヒアリングを行いました。その結果の概要となります。主に、「実証事業は合同部活動になるので、ほかの学校の生徒がいることで刺激を受け、成長につながるのよいと思う」といった声や、「その種目の専門の方から教えてもらうというよさがある」などがありました。また、学校の部活動にはないような種目を扱うことについては、「取り組みたい人が参加できる機会が増えるのよい」と思うなど、新規にスタートする部活動についても肯定的な声が多く寄せられました。一方で、地域移行全般に関わることで、場所や設備面、費用面、指導内容、指導者の専門性や人間性について配慮してほしいといった不安な声も寄せられました。特に地域移行はこれまでになじみのない方から教わり、人間関係をゼロから構築することになっていく可能性が高いため、「日常を分かってくれている学校の先生方がいてくれたほうが安心だ」といった声などがありました。これらの心配な声については、今年度進めている実証事業の中で、お子さんだけでなく保護者の方も含めて、不安な事柄をより詳しく伺いながら、解消に向けて改善案の実践と効果の検証を行っているところです。

次のページに移っていただきまして、改革推進期間における目指す部活動体制案についてです。改革推進期間は今年度から7年度までの3年間となっております。今年度については、資料の上段にございますとおり実証事業を開始しているところです。中段に参りまして、6年度と7年度についてでございます。今回の実証事業の成果と課題を生かしまして、次年度から各学校の部活動に部活動指導員の拡大配置を行うほか、段階的に民間委託を導入する予定でございます。全体的に地域の指導者が増えていくイメージとなりますが、一部は継続して教員が顧問を行う予定です。改革推進期間の残り2年間は、子供たちの不安要素の一つでもある、地域の指導者の担い手が部活動のガイドラインを遵守して、望ましい人間関係を構築しながら専門性を発揮していくことができるように、教育委員会としても引き続き子供たちや保護者、学校の声聞いて、子どもたちが安心して取り組める環境をつくっていきたく思っております。

次のページの資料が、実証事業で扱う運動部4種目の、それぞれの品川区内での活動の状況をまとめたものとなっております。裏表2ページにわたっております。また、最後の資料でございますが、文化部につきまして現在学校でどのような種目があるかをまとめたものとなっております。これらの参考資料につきましては、子供たちの関心などを把握するための参考資料として協議会でお示しをしているものになります。実証事業の成果と課題につきましては、今年度の実証事業が終了した後、協議会で報告をする予定となっております。また、学校の地域の指導者を増やしていく計画につきましても、今後予算が確定

をしたところで、学校に対して準備を御案内していく予定でございます。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 この中で生徒会の方の意見を聞かれていますごくいいなと思って、やっぱり大人ではなかなか気づかない視点というのはすごくいろいろあって、今回は生徒会さんだったんですけども、部活をするのは各部の方々なので、各部の部長さんに部内の意見を集めてもらって聞いてみるとか、アンケートを取るとか、とにかく生徒の声をたくさん聞いてあげてほしいなと思います。多分、生徒の声をたくさん聞いてあげれば参加したくなるような部活動が出来るんじゃないかなというのを思いました。

あとは、保護者としては、やっぱりアンケートにもありましたけれども、送迎とか部費の面とかをすごく心配に感じている方が多いのと、開催されている場所が荏原平塚とか、すごく端っこのほうだと、例えば八潮の人が荏原平塚まで行くというのはすごく大変なので、そうしたらやっぱり子供だけでは行けないから親が送っていかなくちゃいけないみたいなことになってしまって、なかなか負担が大きくなってしまいますので、できれば中心のほうでやっていただけるといいのかなというのを思ったりもしました。

あとは、さっきの体罰とかの話にもつながるんですけども、やっぱり部活が一番そういうのが出やすいところでもあるかなと思うので、指導者の方にその辺をしっかりと理解していただきたいなということと、よく吹奏楽部とかではあるんですけども、OBさんとかOGさんとか、卒業生が手伝いに来てくれていてということもあるので、そういうところを活用してみたりとか、今品川健康センターで教えている方も結構たくさんいらして、いい方も多いので、お勧めかなという、大したあれじゃないんですけども、意見です。

以上です。

指導課長。

【指導課長】 子供たちの声を聞くということにつきましては、御指摘いただいたとおり継続してやってまいりたいと思います。特に部長というキーワードもいただいたところなので、全ての学校の各部活動の数も今調査をしているところなので、それに合わせて部の部長さんに聞いてみるということも一つの計画としてやっていきたいと思っています。

あと、不安要素の中の部費というところも、これはもう立上げ前からの懸念材料として検討してきておまして、今回4種目においては、ラグビーとホッケーが3,000円、バドミントンとダンスは1,500円という設定で始めております。こちらは実証事業ということで、こちらに対する御意見というところも保護者の方からお伺いしながら、次年度以降どのように変えていくのか、またはそのままいくのかといった検討もやっていきたいと思っております。

それから、場所の関係で、実は会場を探すのに非常に苦労したという経緯がありまして、例えば、先ほど言っていたラグビーの会場を探すのに約1か月ほど事務局でかかってしまったという経緯がありまして、やはりそこはお子さんにとっても親御さんにとっても非常に大事な選択だと思っているので、このあたりについては、次年度についてはもっと早めに準備、リサーチをしながら、またいいところを取れるようにということによって

いきたいと思っております。

また、部活の地域移行というのは様々な選択肢があるということがとても大事だと思うので、それに伴って地域の指導者とかがどういった方になっていただけるかということもいろいろな可能性を秘めていると思っておりますので、このあたりは校長と連携をしまして、いろいろな、やりたいという方と子供たちのニーズとがマッチするような選択肢を一つでも多くつくっていききたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 協議会の中での意見とか、先ほど出て来ました生徒会長ヒアリングの中で、課題の(3)の一番下に「今活動している団体の機会を奪わないでほしい」というのがあって、恐らく生徒の側からすると、今それぞれの学校にある部活動が今回の地域移行を契機になくなっていったり、活動できなくなったりとかということが一番、ひとつ懸念材料なのかなと思うんです。ですから、今日の参考資料の一番最後に、文化部の区内の部活動数の参考資料があるんですけども、恐らくこれのスポーツクラブ版もあるのかなと思うんですけども、各学校がどんな部活があるかという一覧も多分あると思うんですけども、それを参考にしながら、指導するのは先ほどの話で教員の場合もあるかもしれない。それから、支援員の場合もあるかもしれない。そういうことをこの表の中で考えていきながら、全部が全部できるかどうかは分からないけれども、やはり生徒の一番の懸念材料は、なくなってしまう、活動できなくなってしまう部活動があるということなのかなというのは私は個人的には思っていて、その辺がこれから来年、再来年とやっていく中で十分見ていっていただきたいことかなというのを思っています。これは意見です。

2つ目は御質問なんですけれども、こういう地域移行をこれからやっていくに当たって、今現在、中体連のほうはどんな動きをしているんですか。例えば大会とか、そういうのがあるわけなんですけれども、中体連のほうはこの地域移行に合わせて何か大きな動きというのはあるのでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、お子さんたちの活動がなくならないようにというのは、本当にそのとおりだと思っているので、今きちんと活動できているものが持続可能になっていくということが大事だと思っております。

それから、中体連の動きなんですけれども、今年度から部活動指導員の方が、例えば運動部の試合の引率などに単独で行けるような形に規約が変更になっておまして、今までですと必ず教員が立ち会うというか、教員がマストになっていたところがそうではなくなったというような動きが出ております。それによってかなり教員が、土日ですかね、本来であるとお休みのときに立会いというところがなくなり、地域の方が代わってやってくださるというような場面が増えてきているというのが今年度というところになっております。特に運動部と、文化部の吹奏楽部あたりにも連盟との連携というところが、地域移行を考えていく上で必ず考慮していかなければならないところだと思っておりますので、引き続き注視をしていきたいと思っております。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 今出ましたように、生徒、保護者、教員の不安に対してはきちんと受け止めていただいて、説明をしながら、何の目的でやるのかちゃんと共有して進めていっていただければと思います。

運動部活動の地域移行に係る協議会（第1回）および文化部活動の地域移行に係る協議会（第1回）の報告については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項8、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について。説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について説明をいたします。

資料の10を御覧ください。11月14日の教育委員会にて報告をいたしました本基本方針の改訂について、委員の皆様より御意見を頂戴し、また事務局内でも再度検討いたしまして、修正を加えております。

まず表紙をおめくりいただければと思います。御指摘のあった箇所については青い字で書かせていただいております。現行の基本方針からの改訂は赤字となっております、これは前回と同様となっております。めくっていきますと、緑の字で修正を加えた箇所もありますが、こちらは事務局内で改めて表記上のところとか、そういったところを修正した箇所がございます。

まず、1ページの中段にございます3、いじめ重大事態の定義ということで、いじめの定義の後に項目を設けております。8ページにも重大事態への対処ということで、再掲として掲載をしております。

続いて、3ページの下段にございます（3）のア、いじめの未然防止の項目についてですが、こちらのページの最終行にございます「いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年間通じて行う」という形で、改めております。また、4ページのウ、いじめの早期対応の一番最後のポチのところですが、**「校区教育協働委員会」**のところと、**「早期解決」**ということで表記を改めております。

続きまして、9ページを御覧いただければと思います。こちらはいじめの重大事態の判断の例でございますけれども、青字で書かせていただいておりますところは本区の前回の事例となっております、こちらを追記しております。また、この冊子の最後の2ページになっておりますけれども、こちらは前回はつけておりませんでした、いじめの認定及びいじめ重大事態の認定フロー、それから、いじめ重大事態の対応フローを新たに設けております。これらのフローを忠実に守りながら対応することで、法に基づくいじめの認知と重大事態の認定、また、重大事態発生後の事務手続を瑕疵なく行うことができると考えております。

大きな修正点は以上のおりでございます。このほか文言や表記上の修正を行っております、青字や緑の字で示しているとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 前回御意見をいっぱい言わせていただいて、そこを上手に反映していただいたなと思います。

1つだけ教えてください。認定フローの右下なんですけれども、重大事態の判断を学校及び教育委員会がやるわけなんですけれども、①から⑨まであって、右下に青い矢印があるんですけれども、①から⑨に当てはまらない、学校及び教育委員会が当てはまらないときに一番下の枠に行くわけなんですけれども、当てはまらないでこう来て、でも児童・生徒や保護者から申立てがあった場合は、もう一回この上の赤い矢印で、「重大事態の認定・区への報告」へ戻ってくるという解釈なのですか。そこを教えてくださいたいです。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 こちらの認定フローのページですけれども、下段のところが重大事態の判断ということになっております。1号案件、2号案件それぞれございまして、学校や教育委員会がいじめを認知した後に、これらに当てはまらないと考えていたとしても、被害児童・生徒や保護者から重大な被害を生じているというような申立てがあったときに、重大事態として認定をしていくという流れになっております。こちらは国が示しているガイドラインにそのような記載がございまして、それに倣ったものを表現しているという形になってございます。

以上でございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにございますか。大丈夫ですか。

それでは、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項9、いじめの重大事態の結果報告について、本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについて、どのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 いじめの重大事態の結果報告について、につきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第3、その他、小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川～これからの一貫教育を考える～。説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川～これからの一貫教育を考える～について御案内をさせていただきます。

資料13を御覧ください。小中一貫教育全国連絡協議会では、小中一貫教育の研究を推進している全国の教育委員会同士が緊密な連携を取りながら、義務教育の質的向上に資することなどを目的として、毎年小中一貫教育全国サミットを開催しております。品川区は、京都市とともに本会議の代表幹事として、平成18年に本会を設立して以降継続的に運用を担ってまいりました。毎年実施してまいりました全国サミットについてですが、今年度の実施開催地を決定するに当たって、昨年度まで新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた関係で、今年度は立候補する自治体がありませんでした。このことから、会員の皆様と協議をさせていただきました結果として、今年度については代表幹事地区である本区が全国サミットの代替イベントを行うこととし、このたび「小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川」として、品川区内の学校公開と、全国シンポジウムの2本立てのプログラムで開催をいたします。

まず学校公開についてですが、1月25日木曜日の午後に、豊葉の杜学園にて見学ツアーとして開催をいたします。資料を1枚おめくりいただきまして、2枚目に時間割を載せてございます。品川区の独自教科である市民科や英語科をはじめとして、地域の方との協働による授業、義務教育学校を生かした形で行う教科担任制の授業などを見ていただけるように構成してございます。裏面以降につきましては、実際に校舎内のどこで何の授業が行われるかが分かるような会場図となっております。

資料1枚目の裏面にお戻りいただきまして、全国シンポジウムにつきましては、1月26日金曜日、午前9時半から午後3時20分まで、品川区立総合区民会館「きゅりあん」小ホールにて開催をいたします。内容としましては、品川区のほか、岐阜県土岐市、広島県府中市、京都府京都市による実践発表を行います。また、長崎県立大学学長の浅田和伸先生から基調講演をいただきまして、休憩を挟み、パネルディスカッションを予定しております。一貫教育のさらなる充実と題しまして、筑波大学樋口直宏先生をコーディネーターにお迎えをしまして、広島県呉市、同じく広島県府中市、岐阜県土岐市、品川区からそれぞれ代表がパネリストとして集まり協議をいたします。なお、御覧いただいております資料下段に記載させていただきましたとおり、都内の教育委員会や公立学校勤務の教職員の方にも御案内をさせていただいております、近隣の御関心がある教育関係の方々にも御参加をいただく予定となっております。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。

では、小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川～これからの一貫教育を考える～については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

では、先ほど決定しましたとおり非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出を願います。

— 了 —